平成18年4月 介護保険制度が変わります

～介護予防に重点～

介護保険制度の現状

介護保険制度が平成12年にスタートして、6年が過ぎようとしています。新聞のアンケート調査では、介護保険による家族の負担が軽減されたことや、サービスや事業者を選びやすくなったという評価もされるようになりました。

この6年間で介護認定を受けた人は、平成12年4月に全国で218万人でしたが、現在は400万人を超えています。また当初150万人程度であったサービス利用者も、現在は倍以上に増え、その結果、平成12年に3.6兆円であった総費用は平成17年度予算で6.8兆円となっています。さらに、2015年には第1次ベビーブーム世代が65歳以上になることから、介護保険の利用者がさらに増えることが予想され、国の試算では、各市町が決定する保険料は増額すると見込まれています。（図1）

図1　65歳以上の保険料の見通し
各期平均1人当たりの月額（全国平均）

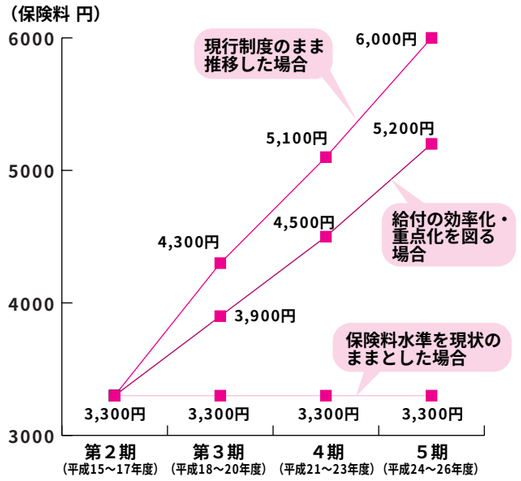

厚生労働省老健局資料より

長浜市においては、介護認定を受けられた方は平成12年に比べ平成17年では1.8倍になり、要支援・要介護1の軽度に認定された方が、平成12年10月は581人でしたが、平成17年10月には1，325人とほぼ2.3倍という大きな伸びとなっています（図2）。また、要支援・要介護1に認定された方が、全認定者数の47％あまりとなり、軽度の方に対する新しいサービスの創設が急務となってきました。

図2　要介護認定者数の推移

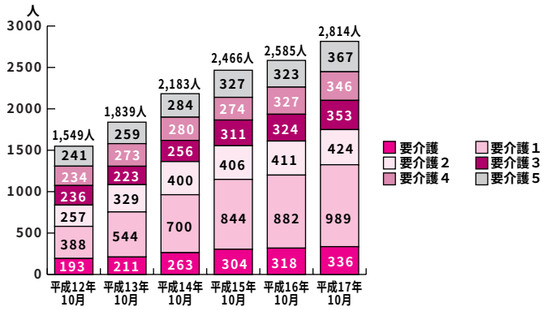

（高齢者介護福祉課資料より）

予防重視のサービスへ

今回の制度改正のポイントは、軽度の要介護者（要支援・要介護1）の方々に対するサービスを、より本人の自立支援につながるように改善する予防重視型のサービスの導入や、介護予防ケア・マネジメント体制の整備を柱としています。

その他、昨年10月には、老人介護保険3施設などでの居住費や食事料金などの給付見直しも先行して実施されています。

このように、今回の改正は、これからも持続可能な制度の確保と高齢者が地域で元気に生き生きと、その人らしく暮らしていただけるよう、介護予防に重点をおいた内容となっています。

市では、介護保険制度の改正に伴い、どのサービスをどのくらい整備するか、また保険料はいくらに設定するかなどを盛り込んだ「介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画」（ゴールドプランながはま21）の策定を行っているところです。サービス内容の変更や保険料の改正などについては、次号でお知らせします。

※文中の平成12年と17年の認定者数・人口の数値は、旧自治体での数値を合計したものです。老人介護保険3施設とは、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設を言います。

お問い合わせは、長浜市高齢者介護福祉課《市役所東別館1階》（☎65－7789）へ。

社会保険事務所から 国民年金のお知らせ

保険料の納付がない場合は財産を差し押さえることもあります！

社会保険事務所では、相当程度の所得や資産がありながら、長期にわたって国民年金保険料の納付に応じない方を対象に財産の差押え等を視野に入れた強制的な処分（強制徴収といいます。）を実施しています。

平成16年度には、県内の300人の方を対象に最終催告状（強制徴収を行うにあたり自主納付を促す最終通知）を送付し、それでも納付に応じなかった49人に対して督促状（強制徴収の開始通知）を送付しました。そして、平成17年の4月と7月には、財産（預金）の差押えを実施しています。

また、平成17年度は、県内の1551人の方に最終催告状を送付し、平成18年1月20日現在で195人の方に督促状を送付しています。今後も保険料の納付に応じない方には督促状を送付し、財産の差押えを進めていきます。

国民年金保険料はきちんと納めましょう。

保険料の納付が困難な場合等は、ご相談ください。

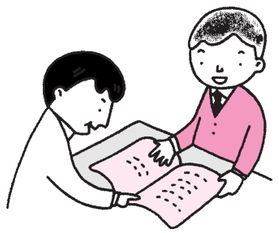

お問い合わせは、滋賀社会保険事務局　彦根事務所国民年金業務課（☎0749－23－1114）

「障害基礎年金」と「老齢厚生年金・遺族厚生年金」が併給できます！（平成18年4月実施）

現在、障害基礎年金を受給されている方は、老齢または死亡を支給事由とする厚生年金給付との併給はできませんが、平成18年4月から受給権者の申出により併給が可能となります。このことにより、障害を持ちながら働いたことが年金上評価されることになります。

併給を選択することにより年金額が高くなる方は、平成18年5月中旬に「お知らせ」と「年金受給選択申出書」が社会保険業務センターから送付される予定です。

お問い合わせは、「ねんきんダイヤル（0570⑦1165）」または、滋賀社会保険事務局彦根事務所年金給付課（☎0749－23－1116）

国民健康保険からのお知らせ

4月からは、新しい国保保険証で受診を

現在お持ちの国民健康保険証の有効期限は3月31日までです。4月1日以降に使用する新しい保険証（一般被保険者証は桃色、退職被保険者証は水色）は、3月中旬に『配達記録郵便』で各家庭に送付しますので、新しい保険証が届いたら、各欄の記載事項を確認してください。現在お使いの保険証は4月になったら、各自で確実に破棄してください。

また、基準以上に保険料が未納の場合には、通常の保険証に替えて、『短期被保険者証』または、『資格証明書』を交付します。

なお、旧浅井町・旧びわ町の方にご使用いただいている福祉医療受給券、老人保健医療受給者証は3月下旬に送付します。

14日以内に届け出を

○会社に勤めたとき

国保保険証・他の健康保険の被保険者証、年金手帳をお持ちいただき国保の喪失手続きをしてください。

○会社を辞めたとき・扶養家族からはずれたとき

健康保険をやめた証明書・年金手帳・（すでに国保保険証をお持ちの世帯の方は国保保険証）をお持ちいただき国保の加入手続きをしてください。

お問い合わせは、市保険年金課保険医療係（☎65－6512）
浅井支所市民生活課（☎74－4353）
びわ支所市民生活課（☎72－5253）